

# 日本における徴兵忌避

——国家への異議申し立てとして——

市川 ひろみ

脱走したいと思いつながら脱走せず、さぼることで軍隊の内部に脱走したほうがいいと思いつながら、病気になるまで働いた。日本の国家の戦争目的を信じないでいつながらそんなに働いたのは、勇気の不足からだった（鶴見 [1972] 53）。

## 目次

はじめに

1. 国家の論理に抗した徴兵忌避者
2. 国民の管理・監視・統制システムとして機能した徴兵制
  - 2.1. 地域を通した管理・監視・統制
    - (1) 郷土部隊意識
    - (2) 救済制度による管理強化
  - 2.2. 地域住民を管理・統制した小学校
    - (1) 戦争行事
    - (2) 「忌避者」による皇民化教育
    - (3) 忌避者を減少させた初等教育
3. 思考停止・責任回避の論理
  - 3.1. 徴兵制への抵抗から受容へ
  - 3.2. 服従の奨励
4. 忌避の実態

4.1. 不公平な徴兵制

4.2. 忌避の手段・動機

(1) 合法的手段による忌避

(2) 非合法手段による忌避

4.3. 忌避者への「冷たい眼差し」と忌避者の苦悩

おわりに

## はじめに

徴兵制には、パラドックス（逆説）が内在している<sup>(1)</sup>。徴兵制によって、国民の生命・内面の自由を保障すべきである国家が、国民に個人の信条・信仰にかかわらず武力行使を強制し、死傷させてしまうというパラドックスである。個人の自由を制限し、武力行使を強制することは、深刻な人権侵害である。ところが、「自らの信念や心情を押し殺しても、国家に命を捧げることは名誉である」とすれば、徴兵制はなんらパラドックスを生じえないことになる。日本では、国民を天皇の赤子として臣民と位置づけ、国のために死ぬことは誇りであるとするこゝでこのパラドックスを「存在し得ないもの」としてきた。徴兵忌避や軍隊から脱走した人々の営みは、本人たちが自覚していたかどうかにかかわらず、このパラドックス、そしてそれを隠蔽・粉飾する国家の論理に気づき、そこから自らを切り離そうとした行為として捉えることができる。彼らは、国家のいう「公」の論理を自分自身の生命・尊厳という「私」に優先させることを許さなかった。

本稿では、徴兵を忌避した無名の人々（軍隊からの脱走も含む）に注目する。徴兵忌避は、「国家に命を捧げることは名誉である」という論理からすれば、兵役という義務を逃れる「卑怯」で「ずるい」行為、戦場を恐れる「臆病者」とされる。本稿では、徴兵忌避を、「私」を忘れず、自らの尊厳や家族・

---

(1) 徴兵制に内在するアポリアについては、市川[2021]210-214頁参照。

愛する人の命を大切にしようとした営み、また、不正な戦争に加担することから自分を切り離そうとした営みとして位置づける。そのため、徴兵制導入時の集団的抵抗である一揆については論じない。

なお、朝鮮半島には1944（昭和19）年、台湾には1945（昭和20）年に徴兵令が適用されたが、資料の制約から本稿では論じることができない。

徴兵忌避者を対象とした先行研究には、1932（昭和7）年に共産党員の疑いで検挙された経験をもつジャーナリスト菊池邦作の労作『徴兵忌避の研究』がある。歴史学・地方史（生田目靖志、池山弘、及川琢英、吉良芳恵、佐々木陽子、二宮孝富、後多田敦）、移民史（木村健二）、民俗学（喜多村理子）、社会学（三上真理子）など、歴史学を中心として実証的な研究が積み重ねられてきた。しかし、徴兵忌避や脱走した当事者の証言は数少なく、筆者がこれまでに入手できたものは、白井健三郎による「徴兵忌避者の回想」『異常が正常をあばくとき』（1972年）、『潮』（1972年9月）に掲載されている38名、ルポライター山村基毅による取材記録『戦争拒否 11人の日本人』（1987年）と海軍から脱走した賀沢昇が地方史家の小池喜孝に証言し現地を共に辿った記録である『雪の墓標』（1979年）に留まる。

## 1. 国家の論理に抗した徴兵忌避者

国のために命を捧げることは臣民として当然のことであるばかりか、名誉であるという国家の論理に、多くの人々が順応した。「殺したくない」、「殺されたくない」、「この戦争には加担したくない」という「私」の気持ちや信条を押し殺して命令に従い「散華」した若者の悲劇に、人々は涙し、国家という「公」に殉じる姿を称えた。そして、徴兵忌避者を、他の国民が自己を犠牲にして「公」のために耐え忍んでいる時に、自分だけ犠牲を免れようとする卑怯者として非難した。

人が、国家の論理を受け入れ服従することは、自らの行動についての判断

を、自らの信念や心情ではなく、上官（＝権力者）に明け渡すことを意味する。そして、人は自らを権力の「道具」としたことにより、命令に従って殺し、殺されることをも受け入れた。ひいては、「私」としては望んだことではなかったとしても、不正な戦争に出征し、戦争犯罪にさえも加担することになった。

国家が兵役に就くことを義務として命ずる時、自らの信仰がそれを許さないことを明言し、軍務に就かず、そのことによる処罰を甘受するという兵役拒否は、キリスト教徒によってヨーロッパそして米国において実践されてきた。兵役拒否が社会問題として認識されるようになるのは、兵役拒否者が一挙に増加した第一次世界大戦以降のことである。国家は個人の信仰の自由を尊重しなければならぬという自由権の理念に基づき、兵役拒否が承認されるようになった<sup>(2)</sup>。日本で、兵役拒否者について知ることができたのは、欧米の情報に接していた人に限定されていた。日本で兵役を拒否した人は、軍隊内の命令拒否も含め、筆者が確認できたのは12人のみである。全員が非主流派のキリスト者だった。日本における兵役拒否については、稿を改めて論じる。

兵役拒否者も徴兵忌避者も共に、国家が国民に課す義務を果たそうとしなかった点で共通しているが、兵役拒否者は兵役に就かないことを自らの信仰や信条を示して明言し、徴兵忌避者は語らなかった。それは、忌避は隠れて行う必要があったからであり、また、その理由を言葉にはできなかったからでもあろう。自らの信仰・信念について明言したかどうかという点において相違のあるこの両者は、現実には、その動機からも、手段からも峻別することは不可能である。自らの信念を公に示し行動することの意味を見失ってはいけない<sup>(3)</sup>が、言葉で表現され得ない個人の心情を切り捨ててはならない。中国戦線で、縛りつけられている捕虜の刺殺を命じられ、「かんになしとく

(2) 兵役拒否の歴史的な展開については、市川〔2007〕80-103頁参照。

(3) 兵役拒否が権利として保障されるに至ったのには、国家による処罰にもかかわらず兵役を拒否した人々が存在したからであった（市川〔2021〕）。

れやす」と泣き叫ぶ初年兵にその命令を拒否する理由を説明するよう求めることはできない。そのような命令に従うべき根拠を示さねばならないのは、命令を発した上官、軍ひいては日本国である。

「殺し・殺されたくない」というのは、人間として当然の感情であり、権利として保障されるべきである。人が自らの信仰や信条に反する行為を国家に強制されない（＝道具とされない）ことも基本的な人権の一つである。侵略戦争や民間人殺害などの違法行為をなすことから自らを切り離そうとする行為は、非難されるべきものではない。徴兵忌避は、国民の生命・尊厳をないがしろにする国家への異議申し立てであり、他の手段が失われている中で、自らの信念・信仰、心情を守るために、自らの健康や親しい人たちとの関係、将来の生き方をかけた全人的表現であった。日本が引き起こした侵略戦争では、数多の戦争犯罪行為が命令に基づいてなされた。徴兵を忌避することは当時の国家の論理・法に反する行いであったが、その法や戦争が不正であったのであれば、それに服従しなかった行為こそ評価されるべきである<sup>(4)</sup>。

次節以降では、徴兵制を通して人々がいかに国家により管理・監視・統制されていたか、そして、人々が国家の論理に順応し、地域社会において相互に監視するようになったかを確認する。戦争拡大によって召集される人が増加するに従って、ますます忌避を行うことが厳しくなったこと、そのような状況にあっても、様々な方法で命をかけてまで自らの「私」を守り抜こうとした人々の営みに注目して論じる。

---

(4) ナチスドイツの時代の国防軍からの脱走者は、2009年に「ナチス不当判決破棄法の再改正法」によって名誉回復された。ドイツにおいても脱走兵が名誉回復されるまでに長い年月が必要であったように、手続き的に合法である法に反する行いへの批判は戦後も強い。特に、脱走の場合は軍隊の仲間を裏切ったものとして断罪されてきた（對島[2020]）。

## 2. 国民の管理・監視・統制システムとして機能した徴兵制

1868年に明治政府が樹立された後もその統治は確立されておらず、1877(明治10)年の西南戦争終結までは、士族の反乱や農民一揆が頻発していた。人々には、明治政府が急激に進める中央集権化・近代化の諸政策(太陽暦の採用・小学校制度など)への戸惑いもあった(吉田[1989]466)。憲法も議会もまだ存在しなかった1873(明治6)年、明治政府は徴兵制を導入した。徴兵令に先だって1872(明治5)年11月に出された徴兵告諭では、徴兵制を「四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス。是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道」として、理念的には近代的な国民皆兵の軍隊として意義づけていた。この徴兵令によって士族の不平と反抗は決定的に強まり、同年以降の西南諸藩におこる士族反乱の原因となった(藤原[1987]34)。賦役的性格をもつ徴兵にたいする農民の不満も大きかった。徴兵制が公布された年には24件の一揆が発生し、32万人が加わっていたことが記録されている。しかし、1875～76年に実際に徴集が始まると、徴兵検査合格者から抽籤で選ばれたのは3%程度にとどまり、一揆も減少した(藤原[1987]35)。徴兵制に対する大規模な抗議は、1945年の敗戦までこれらの一揆に限定される。

### 2.1. 地域を通じた管理・監視・統制

徴兵制は国家の制度であるが、軍隊と国民との結びつきは地域を通して強化された。

#### (1) 郷土部隊意識

徴兵検査場では、20歳になった男性全員が資産や家柄に関係なく、文字通り丸裸にされて等級をつけられる。検査は地域毎に行われたので、ランク付けされた「成績」は住民に共有された。「甲種合格」は、国から心身ともに立派な国民であることを認定されたことを意味し、若者たちは、一方では

「心の底では戦争に行きたくない」気持ちがあったとしても、同時に、他方では、「一人前の男の証」として甲種合格となり兵隊になることに誇りを感じるようにもなっていた（喜多村[1999]112-120）。

1889（明治22）年の徴兵令改正により、「本籍地徴集主義による地域的軍隊編制」が原則化され、郷土部隊意識が形成される契機となった（及川[2005]61、大江[2018]303-305）。兵士の家族は入営に付き添い、軍の式日や競技会も参観するなど、地域住民は部隊に親しんだ。1912（明治45）年には、本籍地市町村長より入営者の身上調査表を提出することが定められるとともに、退営に際して市町村長に在隊間の成績が通知されることになった。兵士には、郷里にいる親族に恥をかかせたくないという思いが強く作用し（及川[2005]60）、「郷土の名誉ある代表」という地元の期待に応えようとした。

現役兵を終えて郷土に戻ってからも、兵士への統制は続いた。在郷軍人を把握・教育するために、年に一回の簡閲点呼が1889（明治22）年から敗戦まで実施されていた。1910（明治43）年には、帝国在郷軍人会が創立され、末端組織として分会を全国の町村に設置し、軍隊と地域住民をつなぐ存在となった。1925（大正4）年に在郷軍人会の規約が改正され、直接軍部につながる権力機構としての性格をもつに至った。昭和期には、簡閲点呼は、「国民精神ノ作興国防思想ノ普及」のための「国家的重要行事」と位置づけられ、地域の住民も参列することが求められるようになった（安[2019]217）。

## （2） 救済制度による管理強化

兵役は国家が課す義務であったが、召集された兵士に十分な給与は支払われなかった。入営者の旅費の負担も重かった（『静岡大務新聞』1888年12月6日）。兵士が一家の稼ぎ手であったような家族は困窮した。議会では、入営しない者から徴収した金銭を財源とする兵士やその家族への慰労金や兵士家族生活補償金などについて、繰り返し議論されたが、軍は、兵役の金銭

代替化観念が生じる懸念があるとして反対した。兵役はあくまでも「我軍ノ兵役義務ハ最モ崇高ナル犠牲奉仕ノ観念ニ出発（強調点筆者）」（杉山陸相1937年）すべきものだとされたのだった。

徴集される人数が増加する1890年代後半以降は、人々にとって徴兵は対処しておくべき「災難」でもあった。「徴兵保険」は1898（明治31）年に創設されたもので、幼少のころに加入した男子が成人して現役兵として徴集された場合に保険金を給付し、徴集されなかった場合は掛金を払い戻すという仕組みである（秋山[2015] 22）。1901（明治34）年元旦の『東京日日新聞』一面中央に「徴兵保険」の広告が出されている。当事者となるかも知れなかった人々には切実な関心事だったであろう。『讀賣新聞』1916（大正5）年3月1日の記事は、ある保険会社の加入者は23万人であり、「その8割は中産以下の掛金」であると報じている。忌避については十分に意識されていたようで、「貧家の子弟は入営中に小遣いに困らず、また、自宅へ残して行くこともできるので徴兵忌避者を幾分か減少させていることは事実だ（強調点筆者）」としている。徴兵検査不合格や徴兵忌避の場合は「保険契約は無効として一切支払いはしない」としていた（東邦生命[1980]28）。

国は、徴集兵には絶対的な「犠牲奉仕」を強いる一方で、私的レベルでの慰労金には反対しなかった（二宮[1978] 24-25）。1880年代には、府県、郡、町村に援護団体が設けられ、慰労金規約が定められていった。この財源は、入営を免れた者を含む地域住民一般から徴収された（及川 [2005] 65）。これらの慰労金は、兵士の入営中の行動や留守家族の言動によって金額も加減されるようになっていたため、兵士・家族の行動を規制する制度として機能した（二宮[1978] 25-26）。国家の政策であるにもかかわらず、国は、個人に責任を押しつけ、地域住民による援助によって国民の管理を強めることに成功した。

徴兵忌避対策のひとつとして、徴兵適齢前の青年層の軍事的組織化は、日露戦争後の軍拡にともなって急速に重要な課題となっていた（大江[1974]



347)。1925（大正14）年には陸軍の現役将校が中学校相当以上の学校に配属されるようになり、軍事教練が開始された。1926（大正15）年には、満16歳から満20歳までの青年男子を対象に、軍事教練や公民教育などが行われる青年訓練所が設置された（吉田 [2002] 142-143）。

こういった地域住民の監視・統制システムの末端に位置づけられていたのが、小学校だった。

## 2.2. 地域住民を監視・統制した小学校

### (1) 戦争行事

明治初期、小学校教員は、村の知識人として大きな役割を果たしていた。しかし、1880（明治13）年の集会条例による官公私立学校の教員の政治結社への加入・政治演説会への参加の禁止をはじめとする政策、さらに、1890（明治23）年の教育勅語によって、教員の社会的活動の制限が強化された。そして、日清戦争をへて、小学校教育に対する国家統制が強化され、師範学校による教員の養成が軌道にのるにつれて、教員は地域住民に対する公権力としての機能を付与され、大きな役割を果たすようになっていった（大江 [1974]、170）。

三大節（天長節・一月一日・紀元節）を中心とする学校内儀式行事は、すでに1890年代に確立していたが、日露戦争時には、儀式・行事が増加・大規模化し、それへの軍事の介入が行われるようになった（岩田 [1996] 229）。静岡県長田南尋常小学校の記録を調査した岩田によれば、天皇・皇族の鉄道路線送迎に小学生が参加したり、陸軍記念日の祝賀式の後に遠足が行われたりしている。小学生は、1904（明治37）年度から1906（明治39）年度までに、村葬21回、旗行列2回、軍隊送迎7回、勲章伝達式4回というように、頻繁に戦争行事に参加している（岩田 [1996] 235）。1906年になると、凱旋兵士の出迎えや招魂祭が、1907（明治40）年には戦利品の配付が小学校で行われた（岩田 [1996] 238-239）。1911（明治44）年には、除

隊兵慰労会が小学校を会場として、小学校教師と在郷軍人会との協力のもとに行われ、小学校長は、青年会による入営送別会や在郷軍人会の総会にも参加している（岩田 [1996] 239 - 240）。1910年代前半は、村の生産活動や年中行事に対して小学校教育が優位に立つと同時に、軍事的色彩をもつ行事が付け加わり、再編成されていく時期であった（岩田 [1996] 234）。このように、村落内において、小学校は戦争行事遂行のための不可欠の構成要素となっていた。

## (2) 「忌避者」による皇民化教育

子どもたちに「お国のために命をささげる」ことを説いたのは、自らは戦死することのない教員だった。

1889（明治22）年に制定された陸軍六週間現役兵は、師範学校卒業者のみを対象として、身体的理由によるものを除き、6週間の短期現役兵として入営させ、除隊後は小学校教師であるかぎり一切兵役から免除されるという制度である<sup>(5)</sup>。一般に召集されれば3年間の現役兵となったので、6週間は比較にならない程短期間であるだけでなく、食事なども優遇されていた（吉田 [1989] 475）。何より、戦場に行く心配がなかったため、当時から、「此の特典制度があるが為に師範学校入学希望者を増加して居ることは事実であろう」と認識されていた（河野 [1934] 311、菊池 [1977] 471）。菊池は、忌避の手段の一つとして位置づけている（菊池 [1977] 458 - 459）。

実際に、この制度は中学校教員の忌避の手段として半ば公然と用いられていた。師範学校卒業生であっても小学校の教員でなければ、満28歳までは再入営の義務があったが、中学校教員が徴兵されるのを回避するため小学校教員として形式的に雇用することが「ほとんど教育界の慣用手段」になっていたのである。

(5) 1889年1月の徴兵令によって六ヵ月現役兵制度とされ、同年11月の改正によって六週間現役制度とされた。その後、1918年の改正により一年現役兵、1927年の兵役法で短期現役兵制度となり、39年に廃止された。

1928（昭和3）年に起訴され、全国的に注目されたケースがある。長野県立諏訪高等女学校教諭白石信一は、小学校で勤務の後、東京高等師範学校第一臨時教員養成所を卒業し文部省より長野県に奉職すべしとの辞令を受けた。教員養成所からの要望に従い諏訪高等女学校は、白石を形式的に上諏訪町高等小学校の教員とする取り扱いをした（河野[1934]313-314）。判決は、教員の徴兵忌避の事実は認めるが、学校間の取り扱いであって、「被告としてはこれを断然拒否するのが当然であるがそれには非常な勇気を要することであり、外形上の忌避は明であるが、被告が積極的に出ておらず、行為としては不作為犯でしかも心素即ち犯意が判らない故に無罪を言渡す」とした（河野[1934]313-314）。この判決は、事実上の「徴兵忌避」であることを認めながらも、国家（文部省）や学校の指示に従っておけば、本人は責任を追及されず、罪にも問われないことを明確に示すものであった。

その後も、同様の手法が各地で行われていたことは、1937（昭和12）年に陸軍憲兵司令官が作成した文書「中等学校教諭ノ合法的徴兵忌避事件検挙ニ関スル件報告」（7月1日）、「中等学校教師ノ兵役法脱法行為者処置ニ関スル件報告」（8月16日）にも見ることができ、熊本県、鹿児島県、埼玉県で12名が報告されている（中島 [1938]）。

国家から恩恵を受けた教員には、優遇された兵営生活に基づいて、生徒や家族、地域住民に軍隊を解説・宣伝することが期待されていた（遠藤[1994]327）。師範学校は全寮制で、学生には、衣食住に加え手当が支給された。寮生活は日本軍の内務班生活と同様に組織され、服従を強制するために兵式体操が重視された。「兵式体操ヲ以テ養成セントスルモノハ、第一二軍人ノ至急トシテ講ズル所ノ従順の習慣（強調筆者）」であった（大江[1974]96-98）。

そのような教育を受けた教員が軍隊内で絶対的服従を徹底させた暴力的な手法を学校で行っていた例がある。沖縄県の渡慶次国民学校では、「誰か一人が悪いことをすると、先生がクラス全員を二人一組で向き合わせて殴り合

わせ」た、と与那覇吉秋は証言している（読谷村史編集委員会[2004]第6章）。子どもたちは、自分や友だちがしたことでもお互いに殴りあうという不当な命令にも服従することをたたき込まれたのだった。1891（明治24）年には小学校の教科の最上位に「修身」が位置づけられ、戦死した兵士は「靖国の神」であり、父親が戦死した子どもは「靖国の子」、「誉れの子」と称えられ、気丈にふるまうことが求められた。

### (3) 忌避者を減少させた初等教育

1890年代、壮丁の半数以上を占めていたと思われる不就学者の数は、1900年代には二割台にまで減少し、尋常小学校卒程度の者が半数を占めるようになる。そして、1930年代には高等小学校卒程度の者が尋常小学校卒程度の者を上回った。初等教育の普及と併行して、徴兵忌避者は減少している（及川[2005]58-59）。徴兵忌避者は、小学校教育を受けなかった不就学者、なかでも読書算術を知らない者に多かった（菊池[1977]346,351-354）。尋常小学校中退、同卒と教育程度が上がるに従って減少し、高等小学校卒に最も少ない。中学校以上の教育を受けた者においては、教育程度が高くなると忌避の傾向が強くなった。1909（明治42）年の調査で、軍は「地方淳朴ノ壮丁ハ兵役ヲ名誉トシテ進ンテ義務ニ服セムトスルノ状況ヲ認め得ヘキモ都会ノ地ニ在ル者及稍高等ノ教育ヲ受ケタル者ハ比較的兵役ヲ免レンコトヲ僥倖セムトスルノ意思ヲ有スルモノ多シ」と記している（及川[2005]60）。

徴兵制全期間を網羅した統計はないが、陸軍省統計年報によると、1923年～33年までで最も忌避者（身体を毀損し疾病を作為し又は傷病疾病をしたる者と、逃亡又は潜匿したる者その他詐欺の所為ありたる者の合計）が多かったのは1924（大正13）年の1,134名だった。忌避者には、不就学者、特に読み書きできない人が検査人員中の千分比では最も高く、8,805、中学校卒業者は3,413、大学卒業者は3,089だった。最も少なかったのは尋常小学校卒業者で1,624であった（陸軍大臣官房[1933]24）。1927（昭和2）年の

統計「徴兵忌避及其嫌疑者人員ト教育程度」によれば、検査人員中の千分比では不就学が8,284と最も高く、尋常小学校卒業が0,799、高等小学校卒が0,659だった（日本統計普及会[1928]18）。

### 3. 思考停止・責任回避の論理

#### 3.1. 徴兵制への抵抗から受容へ

1873(明治6)年に徴兵制が導入された時、多くの人々には近代的な考え方や行動様式は浸透していなかった。江戸時代まで何百年もの間、軍役は士族の任務であり、人口の九割を占めていた農民は、国家という存在とも、その国家のために自己の生命を犠牲にせよという論理とも無縁だった。近代的な組織規律に対する馴致を受けていない人々には、軍隊での生活は、精神的な苦痛も大きかった。ある帰休兵の話として「何事も唯々牛馬の如く士官の命令を聞いて使役さるゝこそ是れ即ち苦痛の大なるものにして寒夜に立番を為し暑中に長途の行軍を為すか如き肉体上の苦業は未だ以つて其の苦痛とするに足らず」と報じている（『静岡大務新聞』1888年10月31日）。農村では、重要な労働力である若者が徴兵されると耕作に差しさわりが生じるため、徴兵は村全体で対策を練らねばならない深刻な問題だった。徴兵逃れの神仏祈願に一村ごぞって参詣することも珍しくなかった（喜多村[1999]177-178）。

日清・日露の戦勝が、人々の軍隊に対する意識の大きな変化をもたらした。戦争遂行にともない、人々は動員され日常的に軍隊を意識し、教育を通して仲間意識や帰属意識を育み、人々はそれらの一員であるとの認識を強めた（戸部[1998]138-139）。人々が臣民としての自覚を持つようになった時<sup>(6)</sup>、「国

(6) 「畏れ多くも大元帥陛下……という言葉がががくと、ザァッと足を引いて直立不動になったあの気持！——あのいい気持ちはわすれられながんすなァ……」と感慨に耐えぬおももちで語るのにも出会ったことがありますと、1946年から11年間にわたって岩手の農民に話を聞き記録した大牟羅は記している（大牟羅[1958]110）。

家のために死ぬ」ことを称賛し、男の子たちの夢は軍人になることになっていった。1936（昭和11）年の二・二六事件、日中戦争ごろになると、軍国主義が強まり、忌避者は非国民と非難されるようになっていった（喜多村[1999]129、184）。

中央集権化・近代化としての徴兵制への抵抗から積極的な受容への変化は、沖縄にも見ることができる。沖縄県に徴兵制が導入された1898（明治31）年以降、初期の徴兵忌避に見られる特徴は、日本の支配に対する強い反発・抵抗である（吉原[1973]201）。陸軍省の堀吉彦は、報告書で沖縄の徴兵忌避は根の深い「単ニ徴兵上ノ忌避ト言ハンヨリハ寧ロ日本ノ政治ヲ忌避スルモノ」であると指摘している。そして、「郷党ニオイテ、忌避行為ヲ敢エテセザル者ニハ却ツテ之ニ何ラカノ制裁ヲ加エントスルモノナルカ如シ然レドモソノ団結タルヤ極メテ堅」いと記している（堀[1910]0113、0117-0118）。明治政府による置県後も、清国との一体感を強くもつ士族の集落のあった地域では忌避者が多く見られた。福州（清国）と直接的な往来が活発になされていたことも徴兵対象者の逃走を容易にしたと考えられる<sup>(7)</sup>。上地完文（1877～1948年）も徴兵を嫌い中国に渡った一人である（大城[2008]189）<sup>(8)</sup>。1910（明治43）年には「沖縄県ヨリ入隊スル兵員中ニハ往々兵役ヲ忌避シテ傷病ヲ作為スル者アリ」と陸軍省医務局が注意喚起している（陸軍省[1910a]）。明治43年度の沖縄警備隊地区の状況として記録されている26名の忌避者のうち21名は眼を針で刺したり砂を入れたり、線香で角膜を焼いたりしていた（陸軍省[1910b]）。

庶民の間にも日本に対する反発はあった。沖縄県民は、大和（＝薩摩）による差別的・暴力的な権力支配を経験していたことに加え、自分たちの文化

(7) うまく福州に渡ることができても、働く場もなく、衣食住に不自由し野垂れ死にした人もあった（福地[1987]83）。

(8) 帰農した元士族だった上地完文は、沖縄本島北部の伊豆味出身。明治30年（1897年）に20歳で清国へ渡航し、13年間武術修行し、帰国後、沖縄空手三代流派の一つ上地流の開祖となった。1948年に栄養失調で亡くなった。

を暴力的に否定する「近代化」政策が人々に与えた衝撃は大きかった。明治20年代に結髪を学校で無理矢理断髪させられた生徒たちがすすり泣き、「煩悶して死んだ」という人がいたほどであった（新川[1981]90-91）。先述の堀は、九州の部隊に入営するため現役満期に至るまで数年間家族と別れねばならなかったことや、軍隊内外での沖縄県人への差別が厳しかったこと、軍隊で死亡した場合の火葬を嫌うことなどを忌避の背景として示している（堀[1910] 0120-0122）。沖縄では徴兵実施から1915（大正4）年までの18年間に告訴された忌避者は、774名にのぼる（福地 [1973] 5）。

その一方で、沖縄は差別されていたが故に、兵役義務を果たすことで、他府県民に劣らない立派な日本臣民であること示そうと進んで軍人になった人もあった（大城 [2008] 178-179）。1890（明治23）年に陸軍教導団に志願入団した10名は、当初「ごう然たる世間の非難」を浴びたが、日清戦争後に「凱旋」すると歓迎会が開かれるほどであったという（新川[1981] 189-190）。その3年後に沖縄に徴兵令が適用された時、新聞人や教育者その他の沖縄各界の指導者たちはこれを歓迎した。皇民化を推進してきた彼らにとって、沖縄県民が、徴兵令の適用から除外されていることは、「『陛下の忠良なる臣民』たる資格を拒否されたことを意味し、何よりも屈辱を感じさせることであった」と大田は指摘している（大田[1976] 393）。沖縄の指導者たちは、徴兵令の適用は、沖縄県民に対する評価を全国に示す機会として受けとめていた（大田[1976] 394）。

### 3.2. 服従の奨励

日清戦争（1894～95年）の頃から、兵営生活についての予備知識、昇進方法を説く書籍が出版され、人々に広く読まれるようになっていた。日露戦争（1904～05年）後に出版された本は、「軍隊には体罰もあるが、我慢して正直に「勉強」し出世しなさい、それが結局は一番賢い」と、社会的上昇のために上官の命令に従うことを勧めている（一ノ瀬[2004]134）。陸軍も同

様に兵役の「効用」を説いていた。陸軍歩兵大佐石浦謙二郎は『適齡者必携 兵役須知』（1916年、序文田中義一陸軍中將）で、「入営中の一時丈（だけ）は多少不利益を感じずるかも知れぬ」が、「入営前に倍して勉強する人になり、又身体も一層強健にな」るので「一時の損耗は満期後の永い間に充分に取り返しが付くのである」と軍を立身出世の手段として説いていた（石浦[1916] 27-28）。確かに徴兵制は一部の人々に、それがなければあり得なかった社会的上昇をもたらした。親の財産や土地を相続できない二男や三男も、「軍隊にいて伍長になって来てス、それがら青年訓練所の指導員なんかやって、今では村会議員（大牟羅[1958]109）」になることもあった。軍は、身よがいがない青年にとっても、資産や家柄に関係なく生きる道を切り開くことが可能な場所だった（喜多村[1999]124-126）。人々は、軍隊生活では、どんな命令にも従うことが出世につながり、除隊後の社会生活にも有利に作用することを会得した。

日本軍では、命令への絶対服従は軍人勅諭をはじめ、多くの軍事法令で規定されていた。1882（明治15）年1月に公布された軍人勅諭は、軍紀の維持を天皇の名において強調するものだった（喜多[1992]53）。1908（明治41）年には、指揮系統上の上官に対する絶対的服従とともに、「部下ニアラサル受令者ノ命令者ニ対スル場合モ亦同シ」として、指揮系統上にない（＝直属の上官ではない）上官に対しても絶対的な服従を要求するようになった。つまり、部下は階級上、自己より上位にある者すべての命令に服従しなければならないとされたのである（喜多[1992]55）。上官が下した命令の合法性について判断すべき軍法会議は、甘粕事件や二・二六事件において軍紀の維持を国法に優先させ、違法命令の無効性を宣言することを避けた。違法命令への服従が問題視されることはなかったのである。喜多は、命令への絶対的かつ無条件の服従の要求が、かえって軍紀を乱し、第二次世界大戦で戦争犯罪を多発させた主要原因となつたとしている（喜多[1992] 82-83）。

兵士に、思考することを許さず絶対的服従を求めることは、その責任を問



わないことと対だった。兵士は、批判的な思考・行動が許されない非主体化された存在であったために、違法行為を行っても「自分の意志で行ったことではない」と、その責任から自らを切り離すことが可能だった。戦後の戦争犯罪裁判で、自分が戦争犯罪に問われることに驚愕し、自分には権限も責任もないと主張した元兵士も少なくない。権限も思考することも奪われていた人々には当然の反応であった（佐伯[1946]10）。

## 4. 忌避の実態

### 4.1. 不公平な徴兵制

徴兵制が施行されていた72年間は、合法的な忌避が可能だった16年間と、ほぼ非合法の手段に限定された56年間の二つに大別される。徴兵制導入時の免役条項は、身長が基準未満の者や疾病、障害などで兵役に堪えられない者のほかに、官省府県に奉職する者、陸海軍や官公立学校の生徒、外国に留学した者、医術馬術を学ぶ者、一家の戸主、嗣子、承祖の孫、独子独孫、養子、父兄に代わって生計を支えている者、徴兵在役者の兄弟、徒刑以上の罪科がある者に設定されていた。代人料270円を納付すれば服役を免除される制度もあった<sup>(9)</sup>。中高等教育に在籍していれば徴集を猶予された。つまり、社会的な地位も財力もない人が徴兵の対象とされていた。

1875（明治8年）年に、適齢者約30万人うち、徴兵検査合格者から抽籤で選ばれ徴集されたのは、わずかに3%強であった（藤原[1987]57）。1889（明治22）年になっても、適齢者約36万人のうち2万人弱のみが徴集されたに過ぎない。適齢人口の過半数をはるかに上回る21万人強は、身体的になんらかの欠陥があるものと認められて、生涯兵役を免除された。一方で、5%に満たない適齢者は、3年間の現役兵を勤め上げたのちも4年間の予備役、さらに5年間の後備役の期間中、いつでも召集に応じる義務を負っていた。

(9) 当時の農村では作男1人の一年間の収入が20円程度であった。

このような重い負担を少数の適齢者にのみ課すのは、「国民皆兵」の理念から外れた不公平な制度であると人々が感じるのも当然であった。1870～80年代になされた徴兵忌避問題に対する元老院宛の建議をみると、主な忌避原因として兵役義務負担の不公平と、経済的損失が挙げられている（及川[2005] 64）。

徴兵制導入以来、国は忌避者の存在に対応を迫られており、1880年代後半には、「徴兵忌避問題が軍隊建設の上に大きな障害」と認識されるに至った。そこで、1883（明治16）年の改正で批判の多かった代人料を全廃し、1889（明治22）年の改正によって、身体を理由とした終身免役の他は猶予制とした。また、忌避によって処罰された者を優先的に入営させる懲罰的な徴集、必要な届を出さない者に対する罰金、詐偽によって忌避しようとした者への重禁固と罰金という三つ方法で、忌避を防止しようとしたが、国は徴兵忌避への抜本的な対策をとることはなかった。

先述の石浦大佐は、「徴兵忌避と云う様な忌まわしき事が絶え」ずと記し、その主な理由として、家計の困難、入営中の家庭からの送金の困難、学問その他の事業の中断を恐れるもの、軍隊での演習を恐れるもの他をあげている。これらの理由を示しておきながら、著者は、忌避者を「姑息の策などをやるのは実に嘆かわしい」、「意気地なしの極点」、「家計困難者で自分が入営すればあとが困ると云う事が三年も五年も前から分かっている」のに、「それに対する善後策を考え」ないのは「如何にも不用意」で「兵役に対する観念が冷淡である」と、罵りあざけるのみである（石浦[1916]1、38、39、46）。

免役対象が狭められ合法的手段が失われると、徴兵を忌避するためには、失踪、逃亡、詐病、身体毀損といった非合法手段を模索するしかなくなった。国家による統制、地域社会の監視が厳しくなると、兵役から逃れる手立てを断たれ、自ら死を選んだ人もあった。

## 4.2. 忌避の手段・動機

1873（明治6）年に徴兵制が導入されてから1945（昭和20）年の敗戦まで、何万もの人々が徴兵を忌避したと推計されるが、「成功」した人は当局に把握されることがないため、その数を正確に把握することは不可能である。彼らは、「隠れて」「秘かに」忌避を実行し、ほとんどの人々が戦後もずっと沈黙したままであった。

### (1) 合法的手段による徴兵忌避

#### ① 戸籍の改変・「徴兵養子」

徴兵忌避のもっとも一般的であった方法が、戸籍の登録をごまかすというものであった。明治初期の戸籍制度はまだ新しく、そもそも住民を完全には把握できていた訳ではない。陸軍卿大山巖は、「戸籍ノ精密ナラザルガ為メニ、故ナクシテ兵役ヲ免カル、モノ最モ多シ」と指摘している。多くの人々が戸籍をごまかしたり、養子縁組したりするなどの方法で徴兵を逃れた。1879（明治12）年の徴兵令改正による兵役免除の規定をわかりやすく解説した書物が多数出版されたが、これらは「徴兵逃れの指南書」としての機能を担っていた（加藤 [2000] 40-41）。

明治初中期の常陸太田地方の久慈郡天神林村・町屋村各年度徴兵調書等と戸籍簿を比較した生田目は、末吉（三男）を初吉（長男）に、秋次郎（次男）を秋太郎（長男）に訂正し免役になっている例を示している（生田目 [1978] 309）。徴兵忌避はそれぞれの地域でさまざまな形で行われたが、一つの傾向として、親戚や字、村など同行政地域で類似した手段を講じていることから、人々が協力して徴兵を回避しようとする姿がうかがわれる（生田目 [1978] 310）。徴兵検査の時にまだ十分に成長していないように、親が出生届を2～3年早く出すこともあった<sup>(10)</sup>。

(10) 1903年に沖縄県本部に生まれたことになっている阿波根昌鴻もその一人（阿波根 [1973]6）。

戸主は免役されたので、次男、三男たちは分家をして戸主となったり、男子のいない家に婿入りしたり、子どものいない家の養子になったりした。養子縁組はよく使われた方法で、「徴兵養子」という言葉まで生れるほどであった。養子縁組による徴兵逃れの世話をする周旋屋も数多く出現した。法学博士で司法次官、検事総長、司法大臣、貴族院議員などを歴任した鈴木喜三郎(1867-1940年)は徴兵逃れのために鈴木姓になったことを『文芸春秋』昭和8年1月号で自ら明かしている<sup>(11)</sup>。高村光雲(帝国美術院下院、東京美術学校教授、帝室技芸院、高村光太郎の父)も、同様に「徴兵養子」だった。当時は、免役事項を利用して兵役に起因する失職や進級の遅れなどを避けようとするのは一般的であった(松下[1932]164-165、[1971]89-90)。

1889(明治22)年の徴兵令改正後もわずかに残された合法的な忌避手段として、「転籍(送籍)」があった。1898(明治31)年に沖縄と北海道全域に徴兵制が導入されるまでは、そこへの送籍による徴兵逃れも可能であった。北海道庁が1891(明治24)年に発行した『北海道移住問答』は、徴兵制が函館・福山・江差以外に未施行であることを、移住者が受ける恩典の一つに挙げている(平野[2015]163)。夏目漱石(1867-1916年)は、大学在學生として満26歳までの徴兵猶予を受けていたが、その期限が迫った1892(明治25)年に東京牛込の夏目家から分家し、本籍を北海道岩内郡浅岡仁三郎方に移した。再び東京に転籍する1914(大正3)年まで、漱石は一度も北海道を訪れていない(平野[2015]163-164)。北海道内においても、徴兵令施行を1ヶ月後に控えた1895(明治28)年12月3日『北海道毎日新聞』の「本

(11) 「折角大学を出て徴兵に取られたんでは三年兵隊に行く。その時分は六百円か幾らか出すと志願兵で一年行くのもあったが。そりやア金はおやぢに出して貰つたつていいが、一年も兵隊に行って居ると、折角やつた学問の方が大変だといふので-僕は元々士官学校志願という根性を持つて居つたんだが、おやぢと旦那寺の和尚さんだ、この二人で相談が出来て、私ところに籍を入れたらいい、いだろうといふので、僕が知らん中に鈴木姓を冒すようになったんだけど、折角学校を出て、徴兵などに取られてはいかんだらうといふ風でね。それからずっと二十七八年の司法官生活をやつたんだがね。」「鈴木政友会総裁に物を訊く座談会」『文藝春秋』1933年11(1)、188頁。

道における不忠の臣民」とする記事は、徴兵令の公布後に徴兵令未行地（天塩、北見、釧路、日高、十勝、根室、千島）への転籍について報じている。

## ②召集猶予

1889（明治22）年の徴兵令改正によって免除規定が大きく削減された一方で、1895（明治28）年以降、外国在留者が徴兵猶予となり、海外移民は徴兵忌避の一つの手段として認識されるようになった。国内での忌避者（身体毀損・逃亡潜匿）は大正期から減少し始め、昭和10年代には4分の1程度にまで落ち込むのに反比例するように、海外における徴兵猶予者が増加している（陸軍省[1934]第二・第十二表）。海外移民に徴兵猶予者が多く、外務省と陸軍省が対応を検討するほどであった。帰国後は徴集対象となり、甲種合格の場合には抽籤によらず徴集されたが、戦地に送り出される危険を回避しようとした人々は海外に渡航した（木村[1997] 25-27）。1936（昭和11）年の陸軍統計によると「外国在留」が理由の徴兵延期者は5万3819人だった（陸軍大臣官房[1936]21）。

日本が統治していた南洋諸島と呼ばれたパラオやサイパンなどの島々には、砂糖や鱈節生産のため8万人以上が移住していた。その6割以上を占めていた沖縄からの移民への聞き取り調査によれば、移民の主な理由は貧しさと徴兵忌避だった。「戦争来るから、命拾いに行ったわけ」、「兵隊に行くのが嫌だったらね、嫌な人はみんな南洋に行った」のだった（森 [2013] 37）。

移民として国外に在住している場合、徴兵延期願いを在外公館に毎年提出しなければならなかった。1907（明治40）年に18歳でから米国に移民し、19年間徴兵猶予願を提出しつづけ徴兵を逃れた人の記録がある（池山[2010] 41）。在外公館には忌避者を探索し、処罰する人員はいなかったため、一度旅券を得て渡航することができれば忌避を続けることが可能であった。沖縄からメキシコやブラジルに渡航した人のうち連絡がつかなくなった人も少なくない（後田多[2010]286-289）。

中等教育の学生である間は召集が猶予された（戦争末期を除く）ので、徴兵を引き延ばすために進学した人や、在籍だけしていた人も少なくなかった。1934（昭和9）年の記事によると、陸軍省と憲兵隊の調査では、「慶応、早稲田、法政、明治、中央、日本、関西、立命館などの私立大学」などに約400名の「不通学在籍者」があることが判明したという（『読売新聞』1934年5月15日）。

### ③犯罪

軍隊よりは監獄を選んだ人々もあった。1932（昭和7）年の『読売新聞』は、入営を命じられて逃走したのち各地で窃盗などを繰り返し「刑務所入りを志願」し、出所した後も勤務先の集金を誤魔化し逮捕された前科四犯の男性を「変わった徴兵忌避男」と報じている。看護卒だった永井叔は入営してからも、意図的に無断外出・上官暴行を行い禁固2年となった（『潮』[1972] 165-166）。陸軍上等兵であった上杉佐一郎は、被差別部落出身者を差別する上官と大げんかをして上官侮辱罪となり3日間の営倉入りとなった。彼は、同じような営倉入りを6回繰り返して戦場に行くことを回避した（『潮』[1972] 135）。

## (2) 非合法手段による徴兵忌避

### ① 失踪・逃亡

徴兵検査の際の徴兵忌避が疑われる所在不明者は、1880～90年代は増加傾向にあり、1890年代には5～6千人（当年適齢者の約1.5%）に達した。1900年代には3千人台に減少し、1910年代には2千人台（同0.5～0.6%）、1930年代になると、千人台（同0.3%）にまで減少している（及川[2005] 55-57、吉良[2015] 35-41）<sup>12)</sup>。累計では、1882年から96年の間に失踪・逃亡した者は7万4880人に達し（菊池[1977] 281）、その後漸減しながらも、

<sup>12)</sup> 大量の公文書が敗戦時に処分されたため、全体像を把握することは困難である。

1916（大正5）年から34（昭和9）年までは毎年2000人ほどの所在不明者が加わり、35（昭和10）年でも累計は2万人の大台を超していた。所在不明者の発見率は昭和初期においても2%を前後しているに過ぎなかった。なお、戦争末期については統計がないとされている（佐々木[2004]172）。配属された兵営から逃亡する場合も、現役兵を務めて帰郷した後、所在不明となる場合もあった。毎年の簡閲点呼の際に所在不明の在郷軍人は市町村地域に2～3名あったという富山連隊区司令部職員だった人の証言もある（小澤[1997]169）。

山林に潜んだものも少なくはなかった（阿部[1969]143）。船積みの人夫や坑夫をしながら各地の飯場を渡り歩いた人もあった。各地の炭坑などの飯場にも、憲兵や特高が持ち物検査をすることがあったとの証言がある（菊池[1977]308）。忌避目的の失踪が発覚すれば処罰される。逃亡の時効は20年で40歳を過ぎると徴集が免除された。しかし、昭和期にはこの年齢を超えても警察などによる執拗な追求が続いたことが市町村の兵事文書に記録されている（吉良[2015]35）。

北海道では徴兵忌避者への地域の監視の目は緩かった。町村制の整備が遅れていたことに加え、住民は本州各地の出身者で、「北海道行政組織に関する意見書」には、明治20年代の函館・札幌・小樽・根室・福山など、すでに市街地を形成していた地域についても、住民は「土着ノ精神」に乏しく、「近隣ヲ憂スルノ精神」も薄いと記されている（阿部[2009]152-153、161-162）。海軍から脱走した賀沢昇<sup>(13)</sup>は、東京にあった斡旋機関を通して北海道の飯場で働いた。劣悪な衣食住・労働環境のために、逃亡を試みる人や亡くなる人も珍しくないほど管理は厳しく生活は苛酷だった（小池・賀沢[1979]）。

戦争末期の混乱を利用して、自らの戸籍を抹消し、徴兵忌避に成功した人があった。柳田美美緒は、郷里から失踪したのち東京で空襲を待って「別人」

(13) 彼は戦後、自らの経験をオホーツク民衆史家の小池喜孝に語っている（小池・賀沢[1979]）。

として罹災証明書を発行してもらった（『潮』[1972]209）。1945（昭和20）年6月に、山田多嘉吉は、「この可愛い児といとしい妻を残して、戦争にゆけるか、死んでも俺は戦争になんかゆかんぞ」と死亡診断書を偽造し、戦後も戸籍をもたなかった（『潮』136-137）。

## ② 詐病

徴兵検査や入営に際して、軍医の判断は決定的であった。運良く、入営した連隊の軍医が友人で、即日帰郷にしてもらった人や、軍医に頼んで診断書をもって徴兵を免れた人も少なくなかったようである<sup>(14)</sup>。1898（明治31）年の陸軍省の記録にも愛媛県のある医者が徴兵対象者から金を受けとり徴兵に不適格となるよう不正を行った例が報告されている（陸軍省[1898]）。1886（明治19）年から1943（昭和18）年まで発行されていた『陸軍軍医学会雑誌』（1909年から『陸軍軍医団雑誌』に変更）によると、詐病の疑いのうち最も多いのは「見えるものを見えないと言う」ものであった。視力は客観的に証明することは難しく「看破は非常に困難」であるとしつつ、軍医としてどのように対処すべきかが示されている論文もある（三上[2008]74-76）。宗左近は、入隊後に精神病を装い帰郷することができた（『潮』[1972]141-142、山村[1987]188-192）。

## ③ 身体毀損

徴兵検査で不合格になることによって忌避しようとした人は、数ヶ月前から減食して極端に体重を減らす、暗いところで細かい字を読んだり、強い近眼鏡をかけたたりして視力を落とす、検査直前に2リットルほどの醤油を飲み高血圧を装う、右手人差し指を切り落とすなどの方法で自らを傷つけた。沖縄の事例としては、ハブに指を噛ませる、蚊に刺されて皮膚病を装うなどの方法もあった。これらは命に関わる危険な方法だった（福地[1987]78）。

(14) 『潮』の証言の中にも複数人ある（157、158、159、166）。



自ら感染させた病気のために亡くなった人々もあった。日中戦争下の1937（昭和12）年にも鳥取県の田後村では、漁民たちが計画的に身体毀損し、一人も甲種合格とならなかった件が報じられている（喜多村[1999]34-35）。

「村の衆といっしょに軍隊へは行って、お国のために尽くそうと思っとった」北村寿一は、さびた釘を踏んで傷つけた足を泥につけて故意に破傷風にかかり、片方の足首を切り落とした。父が急死し、母は神経症を患い、幼い弟妹が残された彼にとっては、それが一家の稼ぎ手として家族を守る手段だった（『潮』[1972]128-129）。

後に文芸評論家となった小田切秀雄（1916-2000年）は、学生として召集猶予されていたが、大学を卒業しなければならなくなった時に、「一日に米飯1杯」の辛い減量を6か月続け、60キロ近い体重を40キロまで減らした。「からだに不測の事態を引き起こすかもしれない、何かの病気になったら抵抗力がないために死んでしまうかもしれない」ほど過酷であったという。彼は入営してからも病気申し立てを繰り返して入院し、体温計の水銀部分をたたいて体温を不安定に見せかけ、下剤を飲んで減量し、ついに召集解除となった（『潮』[1972]153-154）。

#### ④ 自死

兵士になるよりは死を選んだ人もあった。実態を示す統計はないが、いくつかの例を見つけることができる（『潮』[1972]138）。満州開拓少年義勇軍の一員だった少年渡辺政利は、首をつって死亡しているところを仲間に発見された。彼は、「お父さん、小さいころ、ぼくがよその子をなぐったら、いけないことだと教えてくれましたね。それが、いま戦争で、人と人が殺し合っている。なんの恨みも、憎しみもない人間同士がですよ。戦争に行けば、人を殺さなければならない。お父さん、そんなことが許されてもいいものなのではないでしょうか。それでも戦争に行くべきなのではないでしょうか。そんなことなら、ぼくは愛する満州の大地で、静かに眠りたい」と両親宛に手紙を残していた

(『潮』[1972]139-141)。

戦争に対して抗議の意味を込めて死を選ぼうとしたのが、釘宮義人だった。彼は、「淳朴一途に見えた近所のおやじから、中国娘(クーニャン)を強姦した一件をとくくと聞かされるにおよんで」、「絶望的になった」(『潮』[1972]130)。彼は、命をもって抗議するしかないと思い詰め、1943(昭和18)年の召集入営前に睡眠剤による自殺を図ったが失敗し、後日、徴兵忌避が罪に問われて懲役1年の刑に処せられた(岩垂[1988])。

### 4.3. 忌避者への「冷たい眼差し」と忌避者の苦悩

周囲の人々から冷たい仕打ちを受けることを覚悟で、家族や親しい人々のつながりや自分の健康、時には命をかけてまで徴兵を逃れようとした人々は少なくなかったが、徴兵制への批判として大きく結集されることはなかった。

明治から昭和の読売新聞の忌避者に関連する記事を分析した三上によると、明治初期には近代化に順応できない「無知蒙昧な愚民」、日清・日露戦争を経験した明治中期においては、「憶病風に吹かれた非国民」、明治後期では、制度の隙について兵役を忌避する「ずる賢いインテリ」として描かれている(三上[2004]165-190)。明治時代の新聞には徴兵忌避者の「処刑」として、詳細が記された記事をいくつも見つけることができる。これらの記事には、住所、氏名、親(養父)の名前から刑罰(重禁錮1年、罰金3円など)までが「晒されて」いる。一例を挙げると、1896(明治29)年8月9日の『讀賣新聞』は、「醜名汚行自ら選らびて五尺の身を芥溜め同様のの中に捨てたるは」ではじまり、首を短刀で刺して死亡した忌避者のことを「不覚の名は死後までも消えず」と酷評している。この29歳の男性は、徴兵忌避のため兵庫県から上京し、「余儀なく吉原奉公」をしていたが、吉原からも日清戦争に従軍した若旦那があり、店を解雇され途方にくれた末の自死だった。

大正末から昭和期には、犯罪者としての忌避者の転落ストーリーが具体的に描かれるようになる。例えば、「検査場に現れた徴兵忌避者には随分滑稽

が多い」「わがままができないからと忌避する者に至っては下等国民と称して差し支えない」などと忌避者を断罪するばかりで、彼らの声が紹介されることはない。そればかりか、「徴兵忌避者の処分は徴兵令によってみると、一月以上一年以下の重禁錮、三円以上一〇円以下の罰金である。恐るべし、恐るべし」と、読者に警告している（『讀賣新聞』1916年3月1日）。戦争が拡大するにつれて忌避者は「戦争遂行を阻害する非国民」として徹底的に排斥されてゆき、国内の忌避者に関する報道は1941（昭和16）年が最後である（三上[2005] 228、250-251）。

徴兵忌避は、「孤独の闘い（菊池[1977]536）」でもあった。逃亡した場合、家族や親しい友人らにも行き先を告げることができず音信不通のまま、何年も自分の出自を偽って生きていかねばならない。親しくなった人も欺き続けねばならず、家族の中でも孤独だった。儀同保は16歳のとき、「国家総動員法に基づく徴用」に「ひっかかる」のが怖くて1週間断食し、あばら骨が浮き出してきた。父親は巡査で、志願して戦地に赴こうとしない息子を非国民をみるような目で見ていた（『潮』[1972]142-143）。

前川二享は、徴兵検査に合格したが、入営日に現れず満州に渡り苦力として働いていた。その後、日本に戻って作家里村欣三として「関東大震災で戸籍を焼失した」東京人になりすましていた（音谷[1999]）が、1935（昭和10）年に自首した。知人に宛てた手紙には「とに角、僕は憂鬱極まりない地下生活から飛び出して、青空の下で思ひ存分に働かなければ、どうにも生活の打開の路がつかなかったのだ。…今では一皮剥いたように身心が軽くなってしまった。夜もよく熟睡できる」とあり、それまでの12年間の苦しみがうかがわれる。その年の7月に徴兵の再検査を受けて合格、中国に従軍した。さらに、陸軍報道班員として徴用され、20年2月フィリピンで爆撃を受けて42歳で死亡している（堺[1978]24-34）。

忌避を決心した人が首尾良く徴兵を回避することができたとしても、苦悩は続いた。月岡明は、軍隊でことある毎にビンタの“教育”という地獄の苦

しみを経験したことから、召集令状が届いた数分後に無我夢中で自らの右手人差し指を切断した。彼は、「自分が卑劣な手段を用いてまで、人並みに兵役をつとめることができなくなったという寂しさ、つらさ」を感じ、戦後も「いまでもそのことにはふれたくない、またひとにもふれてもらいたくないという気持がある」と証言している。彼は、「村に英霊が帰ってくるたびに、陰口をたたかれ「非国民」とののしられました。そのときのつらさ……まったく身の置きどころもない思い」も経験していた（『潮』[1972]143-144）。自らの忌避によって、家族や親しい人々に負担となることも苦悩をもたらした。白井健三郎は、「徴兵忌避の成功は一瞬、自由な喜びをほくに叫ばせたが、重い苦痛をほくのうちに宿していった。多くの自分と同じ学友や見知らぬ人々が、いつ戦死するか、どれほど悲惨を極めた非人間的な状況の中であがかねばならないか、それを思うと、ほくは徴兵忌避がそれらの人々に対して罪ある行為ではないかと苦悶した」と戦後、記している（白井[1972]366-367）。田山浩は、戦争で亡くなった同世代のすべての人々が、私の身代わりになってくれた気がしてならないと証言している（『潮』[1972]157-158）。

忌避者の家族や親しい人もまた「当事者」とならざるをえなかった。門脇哲夫は1926（大正15）年から45（昭和20）年まで20年間、北海道でパルプ材を運ぶ人夫や船積み人夫など経歴を問われない職場をえらび、マーシャル群島まで渡ることで行方をくらまし郷里とは音信不通だった。自分までもが「徴兵されずには世間に顔向けできない」と口癖のように言っていた彼の弟は、1945年5月に35歳で召集され、2年間のシベリア抑留で健康を害し、54歳で病死した（『潮』[1972]150-151）。

## おわりに

日本において、兵役が義務であった全期間を通して、徴兵を忌避しようとする人が絶えることはなかった。地域を通じた管理・監視・統制が厳しくな

る中、「国民の名誉」としての兵役は、時として死を選ばざるを得なかったほどに「逃げるができない役務」として人々を追いつめた。そのような状況にあっても、それでもなお、忌避者は、私情を切り捨てることなく、自らの「私」を守り抜こうとした。彼らは、権力に怖じけることなく、あるいは相当に怖じ気づいていてもなお、国家が「名誉ある義務」とする兵役を様々な方法で逃れようとした。

事実上の「徴兵忌避者」でもあった小学校教員は、一方で、国家の論理に抗しようとしながら、他方では国のために命を捧げることを名誉とする国家の論理を先頭を切って、強力に推し進めた。戦争という国家の危機に際して、「私」の信念や心情を大切にするのは、卑怯な行いとされていた。多くの人々が「殺し・殺されたくない」「戦場に行きたくない」と思っている、あるいはそう強く思っているからこそ、その「私」の気持ちを「公」の論理に優先させた忌避者は忌むべき存在となった。国家による管理・監視・統制のみならず、人々の厳しい眼差しが、忌避を完遂することを極めて困難にした。戦後も、彼らは徴兵忌避について語るができず、「孤独と沈黙の闘争」が続いた。

死にたくない、人を殺したくない、家族の生活を支えたいという願いのために、人は、なぜ、これほどまでに追いつめられねばならなかったのか。この問いは、戦後も不問に付され、徴兵忌避者の人生をかけた行動が、国家の存在意義についての根源的な批判として位置付けられることはなかった。一方で、学業半ばで夢を断たれ、「この戦争は間違っている」と思いつつも戦場に赴いた学徒兵、若い命を捧げて「潔く散った」特攻隊員への評価は高い。彼らは、最も鮮明に「私情を排して大義に殉じた」ことで英雄とされた。だが、国家の言う大義や「公」の論理は、絶対的なものではなく時々の政権、国家のあり方によって大きく移ろう。徴兵忌避は、人間が、「その生命の尊厳を侵されようとするとき発生する極めて自然にして、自己に忠実な意思の表現であって、それは人間として誇るべき行為（菊池[1977]112）」であり、

国家と社会のあり方を問う行為として問い直されるべきである。

## 引用文献一覧

- 秋山博志 [2015], 「徴兵制の成立と変遷」 荒川章二他編『地域の中の軍隊 8 日本の軍隊を知る』吉川弘文館
- 阿部剛 [2009], 「北海道における徴兵制の展開」『年報新人文学』6号
- 新川明 [1981], 『琉球処分以後 上』朝日新聞社
- 阿波根昌鴻 [1973], 『米軍と農民』岩波書店
- 生田目靖志 [1978], 「明治初中期における徴兵忌避の実態」地方史研究協議会編『茨城県  
の思想・文化の歴史的基盤』雄山閣出版
- 池山弘 [2010], 「戦前期に於ける海外渡航を利用した合法的徴兵忌避」『四日市大学論集』  
第22巻第2号
- 市川ひろみ [2007], 『兵役拒否の思想』明石書店
- [2021], 「兵役拒否をめぐるアポリア」市川ひろみ他編『国際関係論のアポ  
リア』晃洋書房
- 一ノ瀬俊也 [2004a], 『近代日本の徴兵制と社会』吉川弘文館
- [2004b], 『明治・大正・昭和 軍隊マニュアル』光文社
- 石浦謙二郎 [1916], 『適齢者必携兵役須知』兵事雑誌社
- 岩田重則 [1996], 『ムラの若者・くにの若者』未來社
- 岩重弘 [1988], 「徴兵忌避で徴兵刑」『朝日新聞』1988年10月11日
- 遠藤芳信 [1994], 『近代日本軍隊教育史研究』青木書店
- 大田昌秀 [1976], 『沖繩の民衆意識』新泉社
- 及川琢英 [2005], 「徴兵忌避対策と徴兵制の定着」『ヒストリア』Issue195
- 大江志乃夫 [1974], 『国民教育と軍隊』新日本出版社
- [1981], 『徴兵制』岩波書店
- 大江洋代 [2018], 『明治期日本の陸軍』東京大学出版会
- 大城道子 [2008], 「沖繩出身兵にとっての軍隊の意味－太平洋戦争に参戦した沖繩男性  
の体験から－」『日本オーラル・ヒストリー研究』第4号
- 大牟羅良 [1958], 『ものいわぬ農民』岩波書店
- 小澤真人 [1997], 『赤紙』創元社
- 音谷健郎 [1999], 「里村欣三の徴兵忌避」『朝日新聞』1999年2月18日
- 加藤陽子 [1996], 『徴兵制と近代日本』吉川弘文館
- [2000], 「史料紹介『徴兵免役心得』」『歴史と地理』第535号

- [2019], 『天皇の軍隊の近代史』 勁草書房
- 菊池邦作 [1977], 『徴兵忌避の研究』 立風書房
- 喜多義人 [1992], 「国際法上の免責事由としての「上官命令」の問題」『日本大学大学院  
法学研究年報』 22号
- 喜多村理子 [1999], 『徴兵・戦争と民衆』 吉川弘文館
- 木村健二 [1997], 「徴兵忌避と軍資金献納」 移民研究会編 『戦争と日本人移民』 東洋書  
林
- 吉良芳恵 [2015], 「徴兵忌避者と所在不明者」 荒川章二他編 『地域の中の軍隊 8』 吉川弘  
文館
- 河野通保 [1934], 『学校事件の教育的法律的实际研究』 下巻、文化書房  
ndlj/pid/1465301
- 小池孝孝・賀沢昇 [1979], 『雪の墓標 - タコ部屋に潜入した脱走兵の告白』 朝日新聞社
- 近藤健一郎 [2006], 『近代沖縄における教育と国民統合』 北海道大学出版会
- 堺誠一郎 [1978], 「或る左翼作家の生涯」『思想の科学』 第6次 (93)
- 佐伯千仞 [1946], 「戦争犯罪人裁判と上官の違法命令」『法律文化』 第1巻5・6合併号
- 佐々木辰夫 [2016], 『沖縄 抵抗主体をどこにみるか』 スペース伽耶
- 佐々木陽子 [2004], 「日本の徴兵忌避」 佐々木陽子編 『兵役拒否』 青弓社
- 後田多敦 [2010], 『琉球救国運動』 出版舎 Mugen
- 白井健三郎 [1972], 「徴兵忌避者の回想」『異常が正常をあばくとき』 朝日出版社
- 對島達雄 [2020], 『ヒトラーの脱走兵』 中央公論新社
- 鶴見俊輔 [1972], 「脱走兵の肖像」 小田実・鶴見俊輔 『国家と軍隊への反逆』 太平出版  
社
- 東邦生命 80 年史編纂委員会 [1980], 『東邦生命 80 年史』 東邦生命保険相互会社
- 戸部良一 [1998], 『逆説の軍隊』 中央公論社
- 中島今朝吾（憲兵司令官） [1938], 「中等学校教員ノ徴兵忌避行為ニ関スル件」 1937 年 8  
月 1 日～ 1938 年 1 月 31 日 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001562700
- 二宮孝富 [1978], 「徴兵令の確立と家族扶助」『国家論研究』 1978 年 5 月
- 日本戦没学生記念会編 [1982], 『きけわだつみのこえ』 岩波書店
- 日本統計普及会 [1928], 『時事統計図集』 第2巻、第6号、ndlj/pid/1271942
- 原田敬一 [2001], 『国民軍の神話』 吉川弘文館
- 平野友彦 [2015], 「徴兵忌避と夏目漱石の北海道転籍」 山本和重編 『北の軍隊と軍都』  
吉川弘文館
- 福地曠昭 [1987], 『命まさい - 徴兵を忌避した沖縄人』 那覇出版社

- 藤原彰 [1987], 『日本軍事史 上巻』日本評論社
- 北海道庁殖民課編 [1891], 『北海道移住問答』北海道庁 ndljp/pid/801014
- 堀吉彦陸軍省軍務局課員 [1910], 「沖縄警備隊区徴兵事務の件」1910年6月18日、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06084997700
- 松下芳男 [1932], 『徴兵令制定の前後』偕行社
- [1971], 「名士の徴兵忌避」『軍事史学』第7巻第1号
- 三上真理子 [2004], 「兵役忌避者の肖像－明治時代の『読売新聞』報道から－」『平和研究』第29号
- [2005], 「兵役忌避者の肖像－明治時代の『読売新聞』報道から－」『哲学』第114集
- [2008], 「隠される身体・発見される身体」『年報社会学論集』第21号
- 森亜紀子 [2013], 『日本統治下南洋群島に暮らした沖縄移民』新月舎
- 安裕太郎 [2019], 「大正期陸軍における在郷軍人の把握と教育」原田敬一編『近代日本の軍隊と社会』吉川弘文館
- 山村基毅 [1987], 『戦争拒否－11人の日本人』晶文社
- 吉田裕 [1989], 「国民皆兵の理念と徴兵制」由井正臣、藤原彰、吉田裕『軍隊 兵士』岩波書店
- [2002], 『日本の軍隊』岩波書店
- 吉原公一郎 [1973], 『沖縄民衆運動の伝統』福村出版
- 読谷村史編集委員会 [2004], 『読谷村史』第5巻 [2]資料編4戦時記録下巻
- 読谷村史「戦時記録」下巻第六章 証言記録 子どもたちの証言 (yomitan-sonsi.jp) (最終アクセス日 2022年9月10日)
- 陸軍省 [1898], 愛媛県越智郡今治町「徴兵忌避に付第五憲法隊長より報告の件」11月12日
- 陸軍省 [1910a], 「沖縄縣より入營する兵員の身體検査上一層の注意を要する件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06085046600、明治43年乾「貳大日記11月」
- 陸軍省 [1910b], 「第13表 徴兵忌避傷病名及其手段調査表」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11110019400、沖縄警備隊区徴募概況 明治43年度
- 陸軍大臣官房 [1933], 『陸軍省統計年報』第45回「II. 兵役」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C14020423400
- 陸軍省 [1934], 『徴兵検査諸統計図表 明治四十一年以降』DOI: 10.11501/1454320
- 陸軍大臣官房 [1936], 『陸軍省統計年報』第48回「II. 兵役」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C14020425800
- [1972]「『いかにして私は徴兵・兵役を逃れたか』－100人の証言』『潮』第158号